

ふじみ野市地域の医療と介護を守る条例

ふじみ野市福祉部高齢福祉課

ふじみ野市は、「ふじみ野市地域の医療と介護を守る条例」を制定した（条例第2号として、令和5年3月24日公布、同年4月1日施行）。

医療・介護従事者が被害者となった立てもり事件を受け、将来にわたって市民が安心して地域で医療と介護を受けられる体制を確保することを目的とした全国的にも珍しい条例である。

1 条例制定に至った背景と経緯

令和4年1月27日、ふじみ野市内で、患者宅に訪問した医療・看護事業所の医師及び職員に向けて患者の家族が猟銃を発砲し、立てこもる事件が発生しました。この事件で地域医療に尽力されていた医師1名が亡くなられ、同行の職員2名が重軽傷を負わされました。患者（利用者）の家族による常軌を逸した事件であり、事件が起きた当市では、在宅医療・介護従事者を守るために何ができるか、模索を始めました。

（1）事件後の対応と在宅医療・介護の実態の把握

亡くなられた医師が所属されていた東入間医師会では、直ちに事件に遭ったクリニックと訪問看護事業所のスタッフ等にデブリーフィングを実施するとともに、市内医療機関・介護事業所を対象にグリーフケア講演会や継続的なグリーフ支援を行いました。さらに、同医師会会長が日本医師会の「医療従事者の安全を確保するための対策検討委員会（プロジェクト）」に出席し、現場の実態を訴え、対応策を協議しました。

また、埼玉県は、医療・介護関係者を対象に医療機関及び在宅医療・ケアの現場におけ

る患者や家族からの暴力・ハラスメント対策に関する研修（動画配信）を実施し、同時に、在宅医療・介護の現場における暴力・ハラスメントの実態を把握するためのアンケート調査を行いました。

一方、当市においては、東入間医師会会長、訪問看護ステーション管理者、訪問系介護事業者、東入間警察署生活安全課長及び当市関係部課長を招集して、市長が座長となり、在宅医療・介護事業者が利用者・家族から受けている暴力・ハラスメントの実態の把握と、対応策について意見交換を行いました。また、併せて市内の居宅介護支援事業所へハラスメント等対応困難事例の調査を実施しました。

さらに、会議を重ね、市長と東入間医師会会長、多くの医療・介護サービス指定事業所の管理者等との意見交換を行いました。

これらの取組の中で、多くのハラスメントの事案、身体に危機が及びかねない深刻な事例が身近で起きていることが明らかにになり、改めて、在宅医療・介護の現場の厳しい現実が浮き彫りになりました。

医療・介護従事者が辛抱することで、どうにかサービスを継続しているような現状をこのままにしてしまえば、在宅医療・介護従事者の離職は続き、人材確保はさらに難しくなり、今後も増加する在宅医療・介護の需要に対応できなくなるのではないかと、いずれ在宅医療・介護が立ち行かなくなってしまうのではないかと、強い危機感が市の共通認識となりました。

(2) 利用者・家族によるハラスメントへの対策

在宅医療・介護従事者への利用者・家族によるハラスメントは、本市に限った問題ではありません。このため、広域的なハラスメント対策が必要であるとの認識から、市長が埼玉県知事と面会し、県による在宅医療・介護事業所への支援策の実施を要望しました。その後、県と市が直接意見交換を行うなど、現

場の声を生かしながら、連携してハラスメント対策を実施していく方向性が定まりました。

これを受け、早速、県は「埼玉県在宅医療暴力・ハラスメント相談センター」及び「埼玉県介護・障害福祉事業所等暴力・ハラスメント相談センター」の設置や、複数人訪問費用に対する補助、安全確保対策機器等導入の補助を実施し、埼玉県警の相談窓口の周知やチラシの作製、在宅医療従事者安全セミナー等も行いました。

また、本市では、埼玉県の制度を補完する制度として、埼玉県の複数人訪問費用に対する補助や安全確保対策機器の導入補助を利用したときの事業所負担分の補助を開始したほか、市内事業所へのハラスメント研修、事業所同士の情報交換等を行いました。また、事業所が利用できるよう、啓発チラシやハラスメント防止ポスターの作製を行いました。

しかし、従事者が安心して業務に当たることができなければ、適切な医療や介護の提供に影響を及ぼす可能性もあります。ハラスメント防止の取組を一過性のものとしないうと、今後の事業所支援のための事業の継続実施はもとより、市民の意識改革につながる事業を継続していく必要性から、市は、地域の医療と介護に従事する人を守り、将来にわたって市民が安心して地域で医療や介護サー

ビスを受けることができる体制を確保するための条例の制定に向けて取り組むこととなりました。

そして、医師会や介護保険等運営審議会の皆様の様々な意見が盛り込まれた「ふじみ野市地域の医療と介護を守る条例」を、令和5年4月1日に施行しました。

2 条例の内容・設計の解説

本条例は、市民が、住み慣れた地域でいつでも自分らしく暮らしていくために必要不可欠である地域の医療・介護を、市、市民、医療機関、介護事業者が信頼関係を築き、一体となって守っていくため、条例策定の考え方や市の決意を明確にするための前文と、目的や基本理念、市・市民・医療機関・介護事業者それぞれの責務及び市の基本的施策等を定めた全7条で構成されています。

本条例のポイントは次のとおりです。

(1) 基本理念(第2条)

市、市民、医療機関及び介護事業者が一体となり、地域の医療と介護を守り育てなければならぬこと、市民は、自らの健康の維持・増進に努めることを基盤として、自分の意志で決定した自分が望む医療や介護を適切に受けることができるものでなくてはならないと

しています。

(2) 市の責務(第3条)

市は、埼玉県と連携して、市民に対して良質かつ適切な医療・介護が提供される体制を確保するため、地域の医療・介護を守り育てるための施策を推進する責務があるとしています。

(3) 市民の責務(第4条)

市民は、地域医療・介護の担い手が市民の生命、健康、生活に欠かせないことを理解し、医療・介護の担い手が安心して従事できるように、信頼関係の構築に努めることとしています。お互いの信頼関係の構築なしに、適切な医療や介護を受けることは難しいと考えます。医療・介護の担い手が安心して従事することは、市民が良質なサービスを楽しむことにつながります。また、市民は、自らの健康の維持増進や介護予防、適切な医療・介護の利用に努めることとしています。日頃から自分の可能な範囲で健康づくりや介護予防に努め、医療や介護サービスの利用については、不適切な利用とならないよう、適切な利用に努めることが求められます。

(4) 医療機関及び介護事業者の責務(第5条)

医療機関と介護事業者は、患者、利用者と

家族の立場を理解し、信頼関係の構築に努めることとしています。お互いの信頼関係の構築なしに、適切な医療や介護の提供は難しいと考えます。信頼関係の構築は、市民が良質なサービスを受容することにつながります。また、医療機関と介護事業者は、従事者が安心して働ける良好な勤務環境の保持に努めることとしています。従事者が常に良好な勤務環境で働けるよう、相談体制の確保や研修の実施、その他適切な対策を講じ、担い手の確保、育成、定着に努めることとしています。特にハラスメント対策は、個人での対応ではなく、組織としての対応が求められます。さらに、医療機関と介護事業者は、お互いの連携と市との連携に努めることとしています。特に困難事例については、事業者単独ではなく、関係機関・市との連携により対応していくことが必要です。市民が、在宅生活を続けていく上で、適切なサービスを受けるためには、医療機関と介護事業者の連携が欠かせません。

(5) 市の基本的施策(第6条)

地域の医療・介護を守り育てるための市の基本的施策を定めています。

ア 地域の医療・介護への市民の関心を高

め、理解を得るための普及啓発

市民が地域の医療・介護が健康、生命、生活に欠かせない大切なものであるということを理解し、利用の際には、お互いに信頼関係の構築に努め、医療・介護の従事者が安心して従事できる環境をつくるための普及啓発事業を行うこととしています。

イ 医療機関及び介護事業者等への支援

現在は、従事者が安心して働くことができる勤務環境を保持するための様々な支援展開を実施していくことを想定しています。介護事業者等には、地域支援事業の訪問・通所サービスBを行うボランティアや地域の団体、地域包括支援センターのほか、配食事業者なども含めて考えています。また、地域の医療と介護を守り育てるための施策を展開する中で、障害福祉事業者等への支援も併せて行うことが必要であると考えています。

ウ 地域の医療と介護の連携の推進

医療と介護の連携は、市民が住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けていく上で、適切なサービスを受けるためには、欠かせません。医療と介護が連携することでスムーズかつ適切な自立支援につながります。

3 今後の取組

条例第6条に規定した市の基本的施策に基づく具体的な取組は、市内医療・介護事業者の声を聴きながら、実施内容の見直しを図り、実効性を高めていくことを考えています。

条例を施行した令和5年度から、地域の医療と介護を守る「ハラスメント防止街頭キャンペーン」を東人間医師会やふじみ野市医師会、介護事業所などと連携して実施していきます。また、介護事業所を対象とした研修会の実施や複数人訪問費用に対する補助制度も、令和4年度に引き続き実施しています。

4 課題と展望

ハラスメント防止キャンペーンや市報、ホームページでのハラスメント防止のための市民への啓発は、効果がすぐに目に見えるものではなく、関係者間でも温度差を感じることがあります。しかし、ハラスメント防止のためには、サービスを利用する人、提供する人の意識改革が必要で、特効薬はないだけに、地道に啓発事業を継続していくことが大切だと考えています。

国の第9期介護保険事業計画の基本指針(案)において、記載を充実する事項の一つとして、地域包括ケアシステムを支える介護

人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進の中で「ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進」が挙げられており、当市だけでなく、医療・介護現場のハラスメント防止への取組が全国的な取組になることで、関心度も高まり、意識改革のスピードが変わるのではないかと期待しています。

日常的なハラスメントがなくなる状態になるには、まだ長い時間がかかると思われ、この条例が必要でない状態になることが最終的な目標ともいえます。それまでのハラスメント被害の防止のため、安全確保対策経費の負担や柔軟な複数人対応等に向け、報酬への反映などにも必要であると考えています。市だけでできることは限られますが、事件を風化させることなく、今後も市としてできることにしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

●第73号 (2023年5月発売) 定価 1,430円 (税込)

・特集 ごみゼロの実現と自治体一循環型社会のネクストステージ

ごみゼロ社会の実現と自治体～今後の減量化施策を考える～
海洋プラスチックごみの現状と対策
食品ロスの現状と法整備の進展
不法投棄問題の今昔と対策のポイント
いわゆる「ごみ屋敷」の背景と対応、発生の予防について

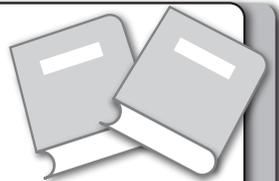
・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例
鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例
あかしジェンダー平等の推進に関する条例

・トピックス

令和4年度の「条例の動き」
令和5年度 法務能力向上のための講習会・セミナーの御案内
令和6年4月から始まる相続登記の申請義務化について (所有者不明土地対策等としての不動産登記情報の最新化)

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール (通話料無料) TEL : 0120-953-431 Web URL : <https://gyosei.jp>
受付時間：月～金 9時から17時 FAX : 0120-953-495 Web 案内



Back Number